

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第59号～議案第82号)

令和3年第2回(6月)川口市議会定例会

令和3年第2回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 59号参考資料	川口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 60号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第 61号参考資料	川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4
議案第 62号参考資料	川口市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第 63号参考資料	川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対 照表……………	14
議案第 64号参考資料	川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表…	26
議案第 65号参考資料	川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照表……………	28
議案第 66号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対 照表……………	29
議案第 67号参考資料	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新 旧対照表……………	31
議案第 68号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改	

		正する条例案新旧対照表……………	3 3
議案第	6 9 号参考資料	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 4
議案第	7 0 号参考資料	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 5
議案第	7 1 号参考資料	川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例を廃止する条例案新旧対照表……………	3 6
議案第	8 1 号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	3 7
議案第	8 2 号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	5 0

議案第 59号参考資料

川口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市固定資産評価審査委員会条例（平成12年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査の申出） 第4条（略） 2（略）</p> <p><u>3～6</u>（略）</p> <p>（口頭審理） 第8条（略） 2・3（略） 4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。 (1)～(3)（略） 5～7（略）</p>	<p>（審査の申出） 第4条（略） 2（略） <u>3 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときには代理人）がこれに押印しなければならない。</u> <u>4～7</u>（略）</p> <p>（口頭審理） 第8条（略） 2・3（略） 4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名し、及び押印しなければならない。 (1)～(3)（略） 5～7（略）</p>

議案第 60号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）
（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項<u>の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（個人番号を利用することができる事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに<u>記載され、又は記録された同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</u></p> <p>3 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに<u>記載され、又は記録された同表の右欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であって、</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	1 市長	法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であって、	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項<u>_____</u>に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号<u>_____</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号を利用することができる事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに<u>記載_____</u>又は記録された同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>3 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに<u>記載_____</u>又は記録された同表の右欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>法別表第1の15の項右欄に掲げる事務に準ずる事務であって、</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	1 市長	法別表第1の15の項右欄に掲げる事務に準ずる事務であって、
実施機関	事務								
1 市長	法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であって、								
実施機関	事務								
1 市長	法別表第1の15の項右欄に掲げる事務に準ずる事務であって、								

	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの
(略)	
7 市長	(略)
8 教育委員会	(略)

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	(略)	

	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの
(略)	
7 市長	<u>少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）により、体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）以外の治療によっては妊娠の見込みがなく、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であって、特定不妊治療を受けたものに対して交付する助成金（以下「不妊治療費助成金」という。）に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 市長	(略)
9 教育委員会	(略)

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	<u>不妊治療費助成金に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
9 市長	(略)	

議案第 61号参考資料

川口市職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の特務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（支給額の調整）</u> <u>第19条 職員が同一の日に特務手当の支給される2以上の業務に従事したときは、規則で定めるところにより、当該特務手当の全部又は一部を支給しないものとする。</u> <u>（支給制限）</u> <u>第20条 管理職手当を受ける職員その他の職員には、規則で定めるところにより、特務手当を支給しないものとする。</u> <u>（委任）</u> <u>第21条 この条例に定めるもののほか、特務手当の支給方法その他特務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則 1・2 （略） （防疫作業手当の特例） 3 第3条の規定にかかわらず、当分の間、職員が次に掲げる業務に従事したときは、従事した日1日につき3,000円（感染者（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に感染し、又は感染が疑われる者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触し、又は感染者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が別に定める業務に従事したときは、4,000円）を防疫作業手当として支給する。 (1)・(2) （略）</p>	<p>（委任） <u>第19条 この条例に定めるもののほか、</u> <u>必要な事項は、別に規則で定める。</u></p> <p>附 則 1・2 （略） （防疫作業手当の特例） 3 第3条の規定にかかわらず、当分の間、職員が次に掲げる業務に従事したときは、従事した日1日につき3,000円（感染者（新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう</u>。以下この項において同じ。）に感染し、又は感染が疑われる者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触し、又は感染者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が別に定める業務に従事したときは、4,000円）を防疫作業手当として支給する。 (1)・(2) （略）</p>

議案第 62号参考資料

川口市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 市内に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。</u>以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2（略）</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 市内に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2（略）</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」</p>

という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

附 則

という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第27項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を

加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第30項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 8 法附則第15条第27項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第27項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第27項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15・16 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域

- 8 法附則第15条第30項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第30項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第30項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

16・17 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第14条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域

農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

(略)

2～4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第85条の規定の適用については

、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第85条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

(略)

2～4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、

当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、

当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第85条の規定の適用については_____

_____,当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5～8 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第15項から第17項まで、第26項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条の3 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条の7 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5～8 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第18項から第20項まで、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条の3 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条の7 (略)

第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

○ 川口市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第28号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第2条 川口市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項と</p>	<p>第2条 川口市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項と</p>

議案第 63号参考資料

川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第39号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（電磁的記録）</u> <u>第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第16章（略） <u>第17章 雑則（第215条）</u> <u>附則</u></p> <p>（準用） 第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「<u>第196条の11</u>」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練</p>	<p>目次 第1章～第16章（略） <u>附則</u></p> <p>（準用） 第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「<u>第196条の11</u>において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「<u>第196条の11</u>」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>196条の11</u>において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練</p>

を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

（準用）

第214条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第82条、第87条から第89条まで、第90条（第10号を除く。）及び第91条から第93条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第214条第1項において準用する第90条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2項において準用する第83条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項において準用する第127条第2項及び第3項並びに第214条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第214条第2項において準用する第83条第2項、第214条第3項及び第5項において準用する第127条第2項並びに第214条第4項において準用する第139条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第41条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「

を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

（準用）

第214条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第82条、第87条から第89条まで、第90条（第10号を除く。）及び第91条から第93条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第214条第1項において準用する第90条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2項において準用する第83条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項において準用する第127条第2項及び第3項並びに第214条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第214条第2項において準用する第83条第2項、第214条第3項及び第5項において準用する第127条第2項並びに第214条第4項において準用する第139条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第41条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「

特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第60条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第214条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第214条第1項」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

第17章 雑則

（電磁的記録等）

第215条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第14条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第1

特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第60条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第214条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第214条第1項」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

96条の11、第207条並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第53条第1項、第103条第1項（第109条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

○ 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章・第2章（略） <u>第3章 雑則（第61条）</u> <u>附則</u></p> <p>第3章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第61条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>目次 第1章・第2章（略） <u>附則</u></p>

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第9章（略） <u>第10章 雑則（第92条）</u> <u>附則</u></p> <p>第10章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>目次 第1章～第9章（略） <u>附則</u></p>

○ 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第66号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章・第2章（略） <u>第3章 雑則（第47条）</u> <u>附則</u></p> <p>第3章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>目次 第1章・第2章（略） <u>附則</u></p>

○ 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第67号）（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>	

○ 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第68号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>	

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）（第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第7章（略） <u>第8章 雑則（第105条）</u> <u>附則</u></p> <p>第6条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号ア、<u>第4項第1号及び次項</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8（略）</p> <p>（通所利用者負担額の受領） 第23条（略） 2・3（略） 4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準<u>第23条第4項</u>の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5・6（略）</p> <p><u>第8章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第105条</u> 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ</p>	<p>目次 第1章～第7章（略） <u>附則</u></p> <p>第6条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号ア及び<u>第4項第1号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8（略）</p> <p>（通所利用者負担額の受領） 第23条（略） 2・3（略） 4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準<u>第23条4項</u>の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5・6（略）</p>

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項及び第17条（これらの規定を第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

議案第 64号参考資料

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第57号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（就業環境の整備）</u> <u>第7条の2 保護施設は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> <u>第7条の3 保護施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者等に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> （非常災害対策） 第8条 （略） 2 （略） <u>3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 （略） （設備の基準） 第12条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除</p>	<p>（非常災害対策） 第8条 （略） 2 （略） 3 （略） （設備の基準） 第12条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除</p>

く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項 _____ において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項 _____ において同じ。)でなければならない。

2～6 (略)

(衛生管理等)

第18条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ _____ ならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。

(設備及び運営の基準)

第40条 第2条から第6条まで、第7条(第2項を除く。)から第10条まで及び前章第4節(第28条第2項を除く。)の規定は、社会事業授産施設について準用する。

く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。

2～6 (略)

(衛生管理等)

第18条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症 _____ が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設備及び運営の基準)

第40条 社会事業授産施設の設備及び運営の基準は、第2条から第6条まで、第7条第1項及び第3項、第8条から第10条まで並びに前章第4節(第28条第2項を除く。)の規定を準用する。

議案第 65号参考資料

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結前の重要事項の説明）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の書面は、事業者及び説明を行った者の<u>記名</u>のあるものでなければならない。</p> <p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結時の書面の交付）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の書面は、事業者の<u>記名</u>のあるものでなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第19条 第3条から第5条まで、第15条（第1項に限る。）及び第16条（社会福祉法第68条の2第2項又は第69条第1項の規定による届出をしていない者にあつては、第1項に限る。）（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、<u>同法第2条第3項第8号</u>に掲げる事業を行う者については、適用しない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結前の重要事項の説明）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の書面は、事業者及び説明を行った者の<u>署名又は記名押印</u>のあるものでなければならない。</p> <p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結時の書面の交付）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の書面は、事業者の<u>署名又は記名押印</u>のあるものでなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第19条 第3条から第5条まで、第15条（第1項に限る。）及び第16条（社会福祉法第68条の2第2項又は第69条第1項の規定による届出をしていない者にあつては、第1項に限る。）（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、<u>社会福祉法第2条第3項第8号</u>に掲げる事業を行う者については、適用しない。</p> <p>2（略）</p>

議案第 66号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第4章（略） 第5章 雑則（第41条） <u>附則</u></p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p>	<p>目次 第1章～第4章（略） <u>附則</u></p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p>

ウ (略)
2 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録)

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
うち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複
本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された
紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、
又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電
子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
)により行うことができる。

ウ (略)
2 (略)

議案第 67号参考資料

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第49条） <u>附則</u></p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>目次 第1章～第5章（略） <u>附則</u></p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

2～4 (略)

5 前項の場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2～4 (略)

5 前項の場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）

_____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設_____として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

議案第 68号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 前項の場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設<u>又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>6～9（略）</p>	<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 _____ の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 前項の場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。） _____ であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設 _____ として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>6～9（略）</p>

議案第 69号参考資料

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)			(略)		
<u>川口市立横曽根保育所</u>	<u>川口市南町1丁目2番37号</u>	<u>120人</u>	<u>川口市立仲町保育所</u>	<u>川口市西川口5丁目2番1号</u>	<u>120人</u>
(略)			(略)		

議案第 70号参考資料

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～8 （略） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>9 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>_____新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。附則第12項において同じ。）は、当該被保険者（その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下この項から附則第11項までにおいて「支給開始日」という。）が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮し規則で定める日までの間にある者に限る。以下同じ。）の属する世帯の世帯主に対し、支給開始日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>10～15 （略）</p>	<p>附 則 1～8 （略） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>9 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という</u> <u>_____。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。附則第12項において同じ。）は、当該被保険者（その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下この項から附則第11項までにおいて「支給開始日」という。）が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮し規則で定める日までの間にある者に限る。以下同じ。）の属する世帯の世帯主に対し、支給開始日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>10～15 （略）</p>

議案第 71号参考資料

川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例を廃止する条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術館建設基本構想・基本 計画審議会</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,200円</u></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	(略)		美術館建設基本構想・基本 計画審議会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,200円</u></td> </tr> </table>	会 長	日額	<u>7,800円</u>	委 員	日額	<u>7,200円</u>	(略)	
職 名	報 酬 額																		
(略)																			
職 名	報 酬 額																		
(略)																			
美術館建設基本構想・基本 計画審議会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,200円</u></td> </tr> </table>	会 長	日額	<u>7,800円</u>	委 員	日額	<u>7,200円</u>												
会 長	日額	<u>7,800円</u>																	
委 員	日額	<u>7,200円</u>																	
(略)																			

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第84条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。

）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。

）の規定の適用を受けるもの 100分の2

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び_____第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

(環境性能割の税率)

第84条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項_____において準用する場合を含む。

）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項_____において準用する場合を含む。

）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

附 則

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度 までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度 までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつ

(3) (略)

附 則

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

ては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産

税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例の適用除外)

第13条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例の適用除外)

第13条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を

_____当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について川口市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第16号)による改正前の川口市税条例附則第14条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第14条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

第14条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第15条 附則第13条、附則第14条、附則第14条の2又は附則第14条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第13条、附則第14条又は附則第14条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第14条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第14条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第132条第1号及び第135条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第132条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5

となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第15条 附則第13条、附則第14条、附則第14条の2又は附則第14条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第13条、附則第14条又は附則第14条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第14条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第132条第1号及び第135条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第132条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5

1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第16条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3の2 (略)

2 埼玉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第85条の規定

1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第16条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3の2 (略)

2 埼玉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第85条の規定

の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4・5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表

の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4・5 (略)

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第20条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの

各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの

各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第22条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

き市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 条例第2条第1項の規定に基づく菓子種製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 1件につき 13,300円

イ 更新の場合 同 10,000円

(2) 条例第2条第1項の規定に基づくこんにやく類製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 13,300円

イ 更新の場合 同 10,000円

(3) 条例第2条第1項の規定に基づく漬物製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 13,300円

イ 更新の場合 同 10,000円

(4) 条例第2条第1項の規定に基づく魚介類加工業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 13,300円

イ 更新の場合 同 10,000円

(5) 条例第2条第1項の規定に基づく食料品販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 8,900円

イ 更新の場合 同 6,800円

(6) 条例第3条第1項の規定に基づく魚介類行商許可申請手数料

ア 新規の場合 同 2,100円

イ 更新の場合 同 1,600円

(7) 条例第3条第1項の規定に基づく食料品行商許可申請手数料

ア 新規の場合 同 2,100円

イ 更新の場合 同 1,600円

(8) 条例第3条第1項の規定に基づく豆腐行商許可申請手数料

ア 新規の場合 同 2,100円

イ 更新の場合 同 1,600円

(9) 条例第5条第1項の規定に基づく行商の許可証又は記章の再交付申請手数料

同 700円

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する事務の手数料の額等)

第22条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この条において「条例」とい

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する事務の手数料の額等)

第23条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この条において「条例」とい

う。)に基づき市長に認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 条例第13条の規定に基づくふぐ取扱施設認定申請手数料 1件につき 4,600円

(2)・(3) (略)

第23条 (略)

(手数料等の徴収時期)

第24条 第2条から第22条までに規定する手数料及び前条に規定する費用(以下「手数料等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条(第2号を除く。)、第13条、第14条及び第16条から第22条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2)～(4) (略)

第25条～第27条 (略)

附 則

1～3 (略)

4 第2条第16号、第29号及び第31号の規定にかかわらず、令和3年6月1日前に食品衛生に関する条例を廃止する条例(令和3年埼玉県条例第21号)による廃止前の食品衛生に関する条例(昭和25年埼玉県条例第32号)(以下この項において「旧条例」という。)第2条第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる営業の許可を受けていた者であって、整備令第9条の規定により当該営業を行うものが、同表の中欄に掲げる営業について新法第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合の手数料の額は、令和6年5月31日までの間は、同表の右欄に定める額とする。

旧条例第2条第1項第3号に掲げる営業	(略)	
旧条例第2条第1項第4号に掲げる	新令第35条第16号に掲げる営業 (旧条例第2条第1項第4号に掲げ	(略)

う。)に基づき市長に認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 条例第13条の規定に基づくふぐ取扱施設認定申請手数料 1件につき 8,100円

(2)・(3) (略)

第24条 (略)

(手数料等の徴収時期)

第25条 第2条から第23条までに規定する手数料及び前条に規定する費用(以下「手数料等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条(第2号を除く。)、第13条、第14条及び第16条から第23条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2)～(4) (略)

第26条～第28条 (略)

附 則

1～3 (略)

4 第2条第16号、第29号及び第31号の規定にかかわらず、令和3年6月1日前に食品衛生に関する条例

(以下この項において「条例」という。)第2条第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる営業の許可を受けていた者であって、整備令第9条の規定により当該営業を行うものが、同表の中欄に掲げる営業について新法第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合の手数料の額は、令和6年5月31日までの間は、同表の右欄に定める額とする。

条例 第2条第1項第3号に掲げる営業	(略)	
条例 第2条第1項第4号に掲げる	新令第35条第16号に掲げる営業 (条例 第2条第1項第4号に掲げ	(略)

営業	る営業に相当すると市長が認めるものに限る。)		営業	る営業に相当すると市長が認めるものに限る。)	
	新令第35条第31号に掲げる営業（同条第16号に該当する営業（旧条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。）において製造された食品に係るものに限る。）	(略)		新令第35条第31号に掲げる営業（同条第16号に該当する営業（条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。）において製造された食品に係るものに限る。）	(略)